

令和8年3月4日(水)

開会 (午前9:55)

○羽田野孝子委員長

開会宣言。出席委員が10名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算1件」、「条例の制定1件」、「条例の一部を改正する条例3件」、「条例の全部改正1件」、「条例の廃止1件」の計7件である。

議案の審査に入る前に、須貝副市長よりあいさつを願いたい。

○須貝副市長

おはようございます。冒頭、謝罪をさせていただきたいと思えます。

実は、議第15号令和7年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)でございますけれども、一部誤りがございました。議会には、大変ご迷惑をおかけすることとなります。申し訳ございません。

今朝一番でこの旨、議長と委員長に報告をさせていただきました。この委員会では、訂正含みで審査をお願いいたしまして、その後本会議で訂正の承認を得る方法と、させていただきたいと考えてございます。

詳細につきましては、後程担当課長からお伝えをいたします。このたびの件を踏まえまして、改めてチェック体制を強化して参りますので、どうぞご理解をよろしくお願ひします。

それでは、少しだけお話をさせていただきます。先の臨時議会で議決をいただきました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の進捗状況について、若干述べさせていただきます。在宅の住民税非課税世帯に対する暖房費の助成でございますけれども、対象約2,400世帯に対し、すでに交付が始まってございます。概ね今月中には対象者全てに交付できるという予定でございます。また、住民税非課税世帯への支援給付金、1世帯3万円の交付金でございますけれども、対象約2,700世帯に対しまして、今月27日以降に順次振り込む予定でございます。また、均等割のみの課税世帯に対する生活支援給付金でございますけれども、対象約800世帯に対して、4月20日以降に振り込みということで予定をしてございます。

ともに5月末までに全て完了したいと考えてございます。また、ひとり親家庭に対する支援金の交付でございますが、対象は200世帯、子どもたち300人程度ということでございますけれども、今月の18日に給付する予定でございます。

そのほかの事業もありますけれども、できるだけ早期に完了させ、臨時交付金を市民の皆さんにいち早く享受したいと考えてございまして、その旨事務を進めて参りますので、ご理解をよろしくお願ひします。

本日も審議いただく案件は、7件でございますが、どうぞよろしくお願ひをいたします。

議第 15 号 令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

金子福祉介護課長説明

議第 15 号令和 7 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について説明をさせていただきますが、その前に副市長からも説明がありました通りですが、その内容についてご報告をさせていただきます。

今回お諮りする補正額自体には、変更はございませんが、議案書と補正予算説明書、いずれにおきましても、補正前の額と、それから補正後の額に誤った数値を記載しておりました。

この理由といたしましては、昨年、第 4 回定例会で介護保険事業特別会計の第 3 号議案として、補正をいたしました。その後の額ではなく、その前の第 3 号議案の前の額を記載をしてしまったものです。それにより今回、補正後の額も誤ってしまったということになります。修正箇所が多く項目に生じますことから、改めて修正ページの差し替えをお願いいたしました。また、それに伴い今定例会の初日に市長が議案理由を申しあげました介護保険事業特別会計予算総額も誤ってお伝えをしてしまうことになりました。大変申しわけございませんでした。

では、改めて説明をさせていただきます。本日提出させていただきました議案書の 25 ページから 29 ページにかけてでございます。補正予算説明書で説明させていただきます。

65 ページから 67 ページにかけての総括でございますが、これは歳入歳出予算の総額からそれぞれ、97 万円を減額し、その総額を 38 億 3,626 万 6,000 円といたしたく、お諮りするものでございます。初めに、歳出からご説明申し上げます。72 ページをお願いいたします。第 1 款総務費、1 項 1 目一般管理費では、今年度実施を予定していた税制改正に伴う介護保険システムの改修について、国からの改正内容の提示が遅れたことから、次年度に実施をするため、不用額を減額するものでございます。次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして 68 ページをお願いいたします。第 3 款国庫支出金 2 項 5 目介護保険事業費補助金。それから 70 ページ、第 7 款繰入金 1 項 4 目介護保険システム改修費繰入金は、歳出の減額に伴い、一般会計からの繰入額を減額するものであり、5 目その他一般会計繰入金は事務費への繰り入れを行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 20 号 胎内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮崎市民生活課長説明

今回の国民健康保険税の税率改正につきましては、国の制度改正に伴い、改正子ども子育て支援法が公布され、子ども子育て支援金制度が新たに創設され、国民健康保険税の算定の際に、一定の加算が生じることになり、必要となる改正を行うものでございます。

具体的には、子ども子育て支援金分に係る税については、所得割と均等割を賦課することとしており、1人当たり所得割は0.27%、均等割を1,600円といたしております。市といたしましては、この制度の趣旨を踏まえつつも、被保険者の皆様に新たな実質的負担が生じることのないよう配慮すべきものと考えており、そのため今回の改正に当たりましては、子ども子育て支援金分として加算される額と同額分を、医療分の税率において、1人当たり所得割は0.27%、均等割を1,600円引き下げる措置を講じることとし、変更後の所得割は7.7%から7.43%へ、均等割は2万5,900円から2万4,300円といたしました。

これにより、制度上は新たな区分が設けられることとなりますが、被保険者の皆様の総額としての負担は、従前と変わらない水準となるよう調整を行っております。また、今回の均等割額の変更に伴い、影響のある低所得者及び未就学児分の軽減後の均等割額を変更する必要があるため、併せて変更いたしております。

なお、施行期日は令和8年4月1日であり、当該期日以降の期間に係る令和8年度分の国民健康保険税の算定から適用されるものであります。

質疑

○渡辺栄六委員

子ども子育て支援金が導入されることで、改正をするということで、少子化対策の一環として、全世帯が子育て支援をする制度ですが、1人当たりの負担額、全医療保険平均で、幾らになるんですか。

○宮崎市民生活課長

今回の子ども子育て支援制度に係る税負担でよろしいでしょうか。税負担につきましては、1人当たり所得割と均等割を合わせて年額3,000円程度を見込んでございます。

○渡辺栄六委員

これは所得に応じてになるのかな。それで、令和8年度から令和10年度までということで保険料に上乘せされるんですけども、段階的にどのくらい増額していくんですか。

○宮崎市民生活課長

段階的に上がっていきますけれども、今年度は国保といたしましては、1人当たり200円でございます。令和9年、令和10年と100円ずつ負担が上がっていくということでございまして、年間でおおよそ1,000円ずつ負担が上がっていくという計算となっております。一応、令和10年で引上げが終わる形でございます。

○渡辺栄六委員

この税は、全世帯で負担していくことですが、例えば独身者とか、子どもがいない世帯では、負担しなくちゃいけないけど、メリットが感じられないような制度かなと思います。支援金制度が少子化対策の解決に、どのように繋がっていくんですか。

○宮崎市民生活課長

これはやはり、要は全世代で支えるというところがございますので、私たちもいずれ高齢になっていきますし、支えてくれる世代がしっかり働ける、子どもを産む環境ができる。そういうところができないと、社会保障制度が破綻してしまうというところもございますので、やはり子どもを育てやすい環境を整えるというのが、第1というところで、国がこのような制度を導入したところがございますので、この制度が必要ではないかというふうなところではございます。

○八幡こども支援課長

国では、なぜ独身者や高齢者が支払うのかというふうなことであるんですけども、子どもたちが成長して行って、やがてその方々は社会保険制度の担い手となります。子どもたちを支えるこの支援金制度は全ての方にメリットがあるといっています。独身の方とか、高齢者の方々、企業も含めて、子どもが将来、社会保険の担い手となって、その方たちを支えていくような認識となっております。支援金の導入にあたっては、その裏側で、やはりこの社会保険の歳出に伴ってですね、この制度の中で、社会保険料を圧縮したりですとか、またこの仕組みになっていくことで、他の社会保険料を圧縮しながら、その制度を高めていくということでもあります。また、この支援金制度の中身につきましては、やはりこの特別会計ということで、見える化ということで今まで、社会保険料が上がっていくときに、やはりこう不明確になってたというところがあって、今回そこを明確化することで、この支援金の制度の中身が皆様に見える化することも、国のねらいがあると聞いております。

○渡辺栄六委員

新年度から、こども誰でも通園制度が始まりますけども、その関連性で今回の改正があるということで理解していいですか。

○八幡こども支援課長

委員おっしゃるとおりです。こちらはこども誰でも通園制度、また児童手当の拡充ですとか、育児時短就業給付、いわゆる育児休業、時短を取った場合に、その方に対して、原則、賃金の数パーセントを支給したりですとか、妊婦のための支援給付ですとか、いろいろな拡充される給付の中にもこども誰でも通園制度が含まれております。

○渡辺秀敏委員

今ほどの説明の中で、年間1人当たり3,000円が子ども支援分として増える。その代わりに医療分から所得割、均等割を含めて3,000円を安くすることで1人当たりの被保険者の負担が、今まで通りだということなんですけど、とりあえずどれぐらいの金額なんですか。全額で。

○宮崎市民生活課長

今回の子ども子育て支援金分につきましては、おおよそ1,500万円弱でございます。

○渡辺秀敏委員

そうしますと1,500万円を、財源的な部分をどのように確保するのか、基金なのか。

○宮崎市民生活課長

今回は、繰越金をそれに充てるというところでございます。繰越金の額は、全体で昨年4,500万円程度ですけども、今年度は5,000万円程度出るというふうな予定でございます。

○渡辺秀敏委員

今回は繰越金を充てるということで、来年度はそれでいいとしても、その後の数年間は、繰越金がどうなるかわからないんですけど、ずっと、同じように、医療費分を引下げる形をとっていくのですか。

○宮崎市民生活課長

今のところ、繰越金で何とか賄えている状況でございます。一応、今後もそういうふうな方向で続けていきたいとは考えておりますが、繰越金で賄えない場合は、基金を投入する形を考えております。基金で賄えないようであれば、税額を上げるという形になるのではないかと考えております。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 25 号 胎内市デイサービスセンター条例

金子福祉介護課長説明

これは市が設置するデイサービスセンターいわはら荘及びデイサービスセンター栗木野荘について、現行条例で定める規定が平成 28 年度をもって終了した市独自事業である生きがい活動支援通所事業の内容を含んでいるため、現状の介護保険法及び障害者総合支援法に基づく内容に整合を図るべく、その全部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、第 4 条の事業の内容、第 5 条の利用者の範囲、第 6 条の施設の利用にあたっては契約を締結すること、第 8 条の使用料について、法に基づいた規定に改めるもの。

なお、デイサービスセンター栗木野荘につきましては、現在事業を休止しており、再開の見込みはございません。施行日は、公布の日からとなります。

質疑

○増子達也委員

平成 28 年度で事業が終わっているものが、今回改正するということですが、この時期になったというのは何か理由があるんでしょう。

○金子福祉介護課長

明確な理由はございませんが、今回、条例の見直しを進めていたところ、修正箇所が必要だったというところで、改正をさせていただいたということになります。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 26 号 胎内市介護保険条例の一部を改正する条例

金子福祉介護課長説明

これは介護保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額を10万円引き上げる見直しが行われたことにより、一部の被保険者の介護保険料所得段階区分に異動が生じ、保険料の介護保険収入が、第9期介護保険事業計画における想定額よりも減少する可能性があることから、令和8年度に限り、介護保険料を令和7年度税制改正前の方法により算定するよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、新たな介護保険事業計画期間となる令和9年度以降につきましては、令和7年度税制改正後の所得額を基準として保険料を設定して参ります。

施行日は、令和8年4月1日です。

質疑

○筧 智也委員

すいません、勉強不足でお聞きしたいのですが、議案書を読んでもわかりづらいので、大変恐縮なんですけど、簡単でいいので内容を教えていただければと思うんですが。

○金子福祉介護課長

お答えいたします。内容をわかりやすくということでもよろしいでしょうか。

65歳以上の方は、介護保険料を第1号保険者としていただいているわけなんですけど、その金額というのが、ご本人が非課税か課税か、それで非課税か課税かのうちの、どのぐらいの収入があるかによって、段階があって、それによって年間にいただく額というのが、15段階に分かれております。今回の令和7年度の税制改正というものは、10万円の影響があるということなので、実際に所得が55万1,000円以上、190万円未満の方に関しては、今回の税制改正の10万円を充てると、今まで課税だった人が非課税になってしまうこととなります。そうすると、いただく保険料が減ってしまう。ご本人にとっては、安くなるということにはなりますが、それが、私ども胎内市の保険者としては、計画として、本来予定していたものが、来年度の税制改正で、いただく額が減ってしまうことによって、介護保険の運営が怪しくなることがないようにということで、国から全国の市町村へ、このような対応をなさうということで指示がありまして、8年度の保険料に関しては、この税制改正の影響を受けない形で保険料を算定するということです。少しわかりづらいかもしれませんが、令和8年度に限りの計算法を適用するということとなります。

○筧 智也委員

これは令和8年度限りで、令和9年度に向けては、これが消える形になると、特別この1年の措置ということでよろしいでしょうか。

○金子福祉介護課長
そのとおりです。

○渡辺秀敏委員

今回の条例改正では、第1号被保険者に限ってしか出てきませんが、40歳から64歳までの第2号被保険者に関しては、市が直接関係ないから、支払基金の方でしたっけ。国の方で同じような扱いをするってことで理解していいんでしょうか。

○金子福祉介護課長
そのようになります。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第30号 胎内市立認定こども園条例を廃止する条例

八幡こども支援課長説明

この条例は、中条すこやかこども園の運営を、令和8年4月1日より社会福祉法人きすげ福祉会へ移管することから、廃止するものでございます。

また、附則におきまして、関係条例の文言の整理を行うもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 31 号 胎内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

八幡こども支援課長説明

この条例は、児童福祉法及び子ども子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、市の関係条例に生じる条項のずれを改正するものでございます。

子ども子育て支援法の改正では、第 43 条関係で新たに第 2 項、第 3 項が追加されたこと。

児童福祉法におきましては、33 条の 10 に新たに第 2 項、第 3 項が設けられたため、関係条例で、当該条例を引用している箇所をそれぞれ改めるもの。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第 32 号 胎内市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

八幡こども支援課長説明

令和 8 年 4 月から全ての市町村において実施する、いわゆるこども誰でも通園制度について、国から特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても条例を制定するものでございます。なお、第 4 回定例会において、設備等に関する関係条例を制定いたしました。こちらの方は、認可の基準となりまして、今回は、運営基準に関する条例を制定するものでございます。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

○羽田野孝子委員長

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会（10:44）